

集中豪雨で15億円の被害

7月7日の午後から降りはじめた雨は翌朝まで降り続き、建設省富士川下流事務所で333ミリ、消防署で289ミリを測定しました。また、愛鷹山麓においては400ミリ近い雨が降ったものと推測されています。

このような大雨は、今までに例がなく、河川のはんらん、ガケくずれなど起こし、市内全域にわたって被害が出ました。特に、愛鷹山麓地帯に降った雨は、土砂や木を押し流し江尾地区、神谷地区に大きな被害をあたえました。

今回の災害による被害状況は、死

者1人、床上浸水980戸、床下浸水251戸、道路の欠損67カ所、ガケくずれ37カ所、河川護岸欠損20カ所、田畑の流失・埋没14カ所などとなっています。

被害金額は公共被害が6億2597万円、商工業被害2億9872万円、農業被害5億

7921万円で、総額15億390万円にもなりました。



被害の程度によって 県税の減免が

なお、集中豪雨によって住居、自動車、事業用資産などに被害があった場合、程度に応じて県税の減免などが行なわれますから、早目に財務事務所へ相談してください。

県税の減免については

個人事業税 住居または事業用資産の被害の程度に応じて、税額の40

～100%が減免されます。

不動産取得税 不動産を取得した日から3カ月以内に、こわれたり床上浸水した場合、程度に応じて税額の30～100%が減免されます。

自動車税 今年の5月15日課税された年税額の12分の8の額について、被害の程度に応じて50～100%が減免されます。

自動車取得税 被害を受けた自動車の代わりに、災害の日から3カ月以内に、同じ車種の自動車を買った場合、全額減免されます。

県税の申告、納税などの期限の延長について

被災のため、書類の提出や納期限までに納税できない場合、災害の日から2カ月以内に限り、それぞれ期限が延長されます。

県税の徴収猶予について

被災のため、一度に納税することができない場合、1年以内、徴収が猶予されます。

大富士ガス料金値上げにともなう公聴会

意見をのべたい方は8月12日までに申し込んで

大富士ガス料金値上げにともない公聴会を、8月22日、午前10時30分から吉原市民会館で行ないます。このため、東京通商産業局公益事業課では、陳述人を公募しています。

陳述人となって意見をのべたい方は、住所、連絡先、氏名（ふりがな）、職業、意見の概要を書いて、8月12日までに次の所へ申し込んでく

ださい。

(〒100) 東京都千代田区大手町1丁目3番3号
大手町合同庁舎第3別館
東京通商産業局公益事業部、公益事業課
電話03-216-5641

なお、傍聴は自由にできますので、希望する方は当日会場までお出かけください。